

2019年9月25日

株主各位

名古屋市中区錦二丁目5番12号
トビラシステムズ株式会社
代表取締役社長 明田 篤

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2019年9月18日開催の取締役会において、2019年10月11日（金曜日）をもって当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2019年10月10日（木曜日）と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2019年11月中旬にお届けのご住所にお送り申し上げます。
2. 2019年10月11日（金曜日）付にて、株式分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。